

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年10月31日  
豊後大野市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類	実施地域等		実施期間	実施主体
2号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○	千歳町前田、三重町向野	無	令和2年度～令和6年度	原田集落協定
○	千歳町前田	無	令和2年度～令和6年度	倉波集落協定
○	千歳町前田	無	令和2年度～令和6年度	田原園集落協定
○	千歳町下山	無	令和2年度～令和6年度	大木集落協定
○	千歳町下山、新殿	無	令和2年度～令和6年度	太田集落協定
○	千歳町高畠	無	令和2年度～令和6年度	高畠集落協定
○	千歳町柴山、高畠	無	令和2年度～令和6年度	柴山集落協定
○	千歳町船田、石田	無	令和2年度～令和6年度	舟木集落協定
○	千歳町船田、石田	無	令和2年度～令和6年度	田口集落協定
○	千歳町新殿	無	令和2年度～令和6年度	新殿集落協定
○	千歳町石田、長峰、犬飼町柴北	無	令和2年度～令和6年度	石田集落協定
○	千歳町長峰、新殿	無	令和2年度～令和6年度	長峰集落協定
○	千歳町長峰、石田	無	令和2年度～令和6年度	大高集落協定